

平成30年関東女子倶楽部対抗長野会場予選競技 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 12倶楽部 ・ 72名)

期日：5月31日(木)

場所：千曲高原カントリークラブ

(18ホール・ストロークプレー)

(一社)関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	柳澤 信子	上田丸子グランヴィリオ	伊沢 洋子	中央道晴ヶ峰	森山 亮子	諏訪湖	東本 利江	松本浅間
2	8:09	塚田 澄子	千曲高原	篠崎 タミ子	三井の森蓼科	石田 範子	南長野	工藤 数子	豊科
3	8:18	古見 美帆	松本	矢島 美紀	南長野	高田 真希	中央道晴ヶ峰	宮下 千秋	松本浅間
4	8:27	鈴木 昭子	三井の森蓼科	宮入 里和	長野	上嶋 由美子	塩嶺	別府 砂織	上田丸子グランヴィリオ
5	8:36	高橋 奈保美	諏訪湖	久保 綾子	千曲高原	水谷 幸子	豊科	笹岡 美保子	穂高
6	8:45	中井 和恵	三井の森蓼科	西原 貴美	穂高	嶋田 万里子	長野	宮島 あゆみ	塩嶺
7	8:54	森谷 聡子	穂高	金根 道子	上田丸子グランヴィリオ	西原 茂美	南長野	泉谷 寛子	中央道晴ヶ峰
8	9:03	向井 三千子	松本浅間	藤城 純世	千曲高原	中村 節子	長野	内山 志乃	松本
9	9:12	峯山 理絵	諏訪湖	金谷 美恵子	塩嶺	新井 謡子	松本	高山 文子	豊科

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
10	8:00	長門 明子	長野	小林 ゆたか	穂高	上條 恵美	塩嶺	深澤 恵子	松本
11	8:09	竹節 嘉恵	上田丸子グランヴィリオ	河合 香恭	諏訪湖	宮島 ひろ子	長野	築田 育栄	塩嶺
12	8:18	小川原 秋	穂高	遠山 佳代	千曲高原	石川 伸子	三井の森蓼科	下澤 美幸	豊科
13	8:27	小林 恵	中央道晴ヶ峰	塩原 綾子	松本浅間	杉田 直美	松本	土屋 紀代美	南長野
14	8:36	山下 かつみ	中央道晴ヶ峰	下田 美雪	諏訪湖	原田 茂子	上田丸子グランヴィリオ	新井 美和子	千曲高原
15	8:45	小寺 泰子	豊科	夏目 紀子	南長野	奥原 しげ子	松本	橋倉 美砂子	松本浅間
16	8:54	松澤 みわ子	塩嶺	西澤 かおる	豊科	矢崎 みな子	諏訪湖	角田 要子	三井の森蓼科
17	9:03	兒玉 奈緒子	松本浅間	懸川 恵子	上田丸子グランヴィリオ	遠藤 あづさ	中央道晴ヶ峰	宮下 彩乃	千曲高原
18	9:12	國枝 玲子	南長野	浜 裕子	三井の森蓼科	海老澤 智恵	穂高	丸山 はる代	長野

競技委員長 大橋正明

平成 30 年 関東女子倶楽部対抗長野会場予選競技

開催日 : 5 月 31 日(木)

開催コース : 千曲高原カントリークラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2 打」とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
(a) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。
(b) スルーザグリーン張り芝の継ぎ目(スタンスへの障害は除く)
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
(a) 排水溝
(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
(c) 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
(d) 道路に隣接するわだち(その道路の一部とみなす)
(e) 障害物によって囲まれた花壇
5. バンカー内の石
付属規則 I(A)3f を適用する(ゴルフ規則 164 ページ参照)。
6. コースと不可分の部分
(a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きついたり、密着させてあるもの。
(b) 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。
(c) ウォーターハザード内にある人工の壁や杭でできた構造物。
7. 地面にくい込んでいる球の救済
付属規則 I(A)3a を適用する(ゴルフ規則 160 ページ参照)。
8. 電磁誘導カート用の 2 本のレール
電磁誘導カート用の 2 本のレール(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。ただし、スタンスのみが障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。
9. ホールとホールの間白杭
1 番と 2 番ホール及び 11 番と 12 番ホールの間の白杭を結ぶ線を越えていった球は、球が白杭を結ぶ線の向こう側のコース上に止まっている場合でも、アウトオブバウンズの球とする。
10. 防球ネット
防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。
11. 指定ドロップ区域
2 番ホールにおいて、球がパッティンググリーン奥のラテラル・ウォーターハザードに入った場合、プレーヤーは、1 罰打付加し、その球に最も近い指定ドロップ区域に球をドロップすることができる(付属規則 I(A)6 を適用するゴルフ規則 173 ページ参照)。
12. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること
規則 18-2, 20-1 は以下の通りに修正される。
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーまたはキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。
注：パッティンググリーン上の球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。また、そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースしなければならない。

13. 規則 6-6d 例外の修正

どのホールであっても、プレーヤーがスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、そのプレーヤーは競技失格とはならない。このような状況では、そのプレーヤーは該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT	
Yards	460	412	145	256	276	115	331	450	259	2704	
Par	5	4	3	4	4	3	4	5	4	36	
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
	490	380	137	410	140	355	350	525	405	3192	5896
	5	4	3	4	3	4	4	5	4	36	72

競技の条件

1. 参加資格
プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。
2. 委員会の裁定
委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用クラブの規格
『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。
4. 使用球の規格
『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。
5. ゴルフシューズ
正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。
6. プレーの中断と再開
 - (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
 - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。
険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。
 - (3) プレーの中断と再開の合図について
プレーの即時中断 : 1 回の長いエアホーン
プレーの中断 : 連続する 3 回の短いエアホーン(繰り返し)
プレーの再開 : 2 回の短いエアホーン(繰り返し)
と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。
7. 練習
ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。
8. キャディー(規則 6-4 注)
正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(B)2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照)。
9. スコアカードの提出(裁定 6-6c/1)
スコアリングエリア方式を採用する。
10. 競技終了時点
競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 競技委員会は規則 33-7 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
4. J アラート(全国瞬時警報システム)や緊急速報メール等により緊急情報が伝えられた場合はプレーの即時中断とします(競技の条件 6 項参照)。
5. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 箱(20 球)を限度とする。
6. アプローチ・バンカー練習場は、使用禁止とする。

競技委員長 大橋正明